

大分県報

平成三十一年
号外(九)
二月二十六日

(火曜日)

目次

選挙管理委員会告示

大分県知事選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日……………
大分県知事選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日等……………
大分県議会議員選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日……………
大分県議会議員選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日等……………

○告 示

大分県選挙管理委員会告示第十号

平成三十一年四月七日執行予定の大分県知事選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。

平成三十一年二月二十六日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

公職の候補者の立候補の届出があった日

大分県選挙管理委員会告示第十一号

平成三十一年四月七日執行予定の大分県知事選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日は、次のとおりである。

平成三十一年二月二十六日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 被登録資格の決定の基準となる日

平成三十一年三月二十日。ただし、年齢要件については、同年四月七日とする。

二 登録を行う日

平成三十一年三月二十日

大分県選挙管理委員会告示第十二号

平成三十一年四月七日執行予定の大分県議会議員選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。

平成三十一年二月二十六日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

公職の候補者の立候補の届出があった日

大分県選挙管理委員会告示第十三号

平成三十一年四月七日執行予定の大分県議会議員選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日は、次のとおりである。

平成三十一年二月二十六日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 被登録資格の決定の基準となる日

平成三十一年三月二十八日。ただし、年齢要件については、同年四月七日とする。

二 登録を行う日

平成三十一年三月二十八日